

(証券コード9234)
平成24年2月13日

株 主 各 位

東京都千代田区六番町2番地
国際航業ホールディングス株式会社
代表取締役社長 呉 文 繡

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛・否をご表示いただき、平成24年2月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年2月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 別館2階
ホテルオークラ東京 オーチャードルーム
（昨年6月の定時株主総会会場と異なりますので、ご来場の際は末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
第1号議案 当社と日本アジアグループ株式会社との株式交換契約承認の件
第2号議案 定款の一部変更の件

以 上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kk-grp.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と日本アジアグループ株式会社との株式交換契約承認の件

当社および日本アジアグループ株式会社（以下「JAG」といいます。）は、平成24年1月11日開催のそれぞれの取締役会において、JAGを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を決議し、同日、両者の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成24年4月1日を予定しております。

本議案の承認をいただきますと、同効力発生日をもって、当社はJAGの完全子会社となり、平成24年3月28日に当社株式は上場廃止（最終売買日は平成24年3月27日）となる予定であります。

1. 株式交換を行う理由

本株式交換によるグループ内再編を機会に、これまでの事業構造の転換を加速し、従来の技術サービスを提供するだけでなく、金融の仕組みを加えたサービスや事業をも行う機能を備えたユニークな企業への転換が図られること、それにより当社の企業価値を高めることが期待でき、ひいては現在の当社の株主への貢献にも資すると考えられるためであります。

2. 株式交換契約の内容の概要

当社がJAGとの間で平成24年1月11日付で締結した本株式交換契約の内容は下記のとおりであります。

記

株式交換契約書（写）

日本アジアグループ株式会社（以下「甲」という。）と国際航業ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：日本アジアグループ株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：国際航業ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区六番町2番地

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲の保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式の合計数に0.0653を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.0653株の割合をもって割り当てる。
3. 前項に従い乙の各株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 増加する資本金の額 | 金0円 |
| (2) 増加する資本準備金の額 | 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額 |
| (3) 増加する利益準備金の額 | 金0円 |

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年4月1日とする。但し、甲及び乙は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

甲及び乙は、それぞれ効力発生日の前日までに、本契約の承認その他の本株式交換に必要な事項について株主総会の決議を求める。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が基準時において保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。
3. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで、会社法の規定並びに乙の第1回新株予約権及び第2回新株予約権の各内容に従い、乙の第1回新株予約権及び第2回新株予約権（行使済みのもの及び乙が保有するものを除く。）の全部を、各新株予約権の1個当たりの発行価額を限度とする価格をもって取得し、取得した当該各新株予約権の全部を消却するものとする。

第8条（乙の定款変更）

乙は、第6条に定める乙の株主総会において、乙の定時株主総会において権利を行使することができる株主を定める基準日に係る定款の規定を、平成24年3月30日まで（同日を含む。）に本契約が効力を失っていないこと及び本株式交換が中止されていないことを条件として、平成24年3月30日付で削除する旨の定款変更の決議を求める。

第9条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

1. 本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。
2. 甲は、第6条に定める乙の株主総会において、前条に定める定款変更の決議がなされなかった場合には、本株式交換を中止することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めがない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙別途協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本アジアグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 山下 哲生 ㊞

乙：東京都千代田区六番町2番地
国際航業ホールディングス株式会社
代表取締役社長 呉 文 繡 ㊞

以 上

3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 交換対価の相当性に関する事項

① 交換対価の総数および割当ての相当性に関する事項

本株式交換により当社の普通株式1株に対して、JAGの普通株式0.0653株を割当交付します（以下「本株式交換比率」といいます。）。ただし、JAGが保有する当社の普通株式21,540,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

JAGは、本株式交換により普通株式1,019,976株を割当て交付する予定ですが、交付する株式にはJAGが保有する自己株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定であります。

(i) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、JAGおよび当社は、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、JAGは株式会社プロジェクト（以下「プロジェクト」といいます。）を、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

プロジェクトは、JAGおよび当社について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成24年1月6日を基準日（以下「算定基準日」といいます。）として、JAGにつきましては、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）におけるJAGの株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までの各々の期間の終値平均値ならびに当社において行使価額修正条項付き新株予約権の発行およびコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結を開示した平成23年8月25日の翌営業日以降の終値、当社につきましては、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）における当社の株式の算定基準日から遡ること1ヶ月前、3ヶ月前および6ヶ月前までの各々の期間の終値平均値ならびに行使価額修正条項付き新株予約権の発行およびコミットメント条項付き第三者割当て契約の締結を開示した平成23年8月25日の翌営業日以降の終値をもとに、それぞれ分析しております。）を採用して算定を行いました。

なお、今回の算定に際して、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF法」といいます。）については採用していません。これはJAGの展開する事業のうちファイナンシャルサ

ービス事業について、平成20年のリーマンショックや平成21年以降の欧州債務危機などの影響によりその将来の事業活動の成果を正確に予測することが困難な状況が続いているという市場環境下で、同社の利益計画に基づく算定結果の客観性を担保できないという理由によります。

JAGの株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0590～0.0745

プロジェクトは、株式交換比率の算定に際して、JAGおよび当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、JAG、当社およびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。JAGおよび当社の財務予測については、JAGおよび当社により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、プロジェクトは、JAGの取締役会が株式交換比率を決定する際の参考情報として、第三者算定機関としての株式交換比率の算定を、JAGの取締役会に対して提出することを目的として算定結果を作成しており、その算定結果は、プロジェクトが本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、プルータスは、JAGについては、JAGが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、東証マザーズにおけるJAGの株式の算定基準日の終値およびJAGにおいて業績予想の修正等を開示した平成23年12月7日の翌営業日以降の終値をもとに、分析しております。）を採用して算定を行いました。一方、DCF法については、将来の利益計画に対して実際の業績が相当程度上振れまたは下振れする可能性があり、算定結果の客観性を担保できないとの理由により採用しておりません。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（諸条件を勘案し、東証第一部における当社の株式の算定基準日の終値およびJAGにおいて業績予想の修正等を開示した平成23年12月7日の翌営業日以降の終値をもと

に、分析しております。)を採用して算定を行いました。一方、DCF法については、将来の利益計画を採用して算定を行うことが可能であるものの、JAGについてDCF法を採用しておらず、DCF法による算定結果に基づく株式交換比率の算定ができないことから採用しておりません。

JAGの株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.0580～0.0768

ブルータスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料、情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社ならびにその子会社および関係会社の資産または負債（簿外債務、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、ブルータスが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(ii)算定の経緯

当社およびJAGは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社およびJAGは、それぞれ、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成24年1月11日に開催された当社およびJAGの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

(iii)算定機関との関係

JAGの第三者算定機関であるプロジェクトは、当社およびJAGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、当社の第三者算定機関であるプルータスは、当社およびJAGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 交換対価としてJAGの普通株式を選択した理由

当社およびJAGは、当社普通株式に係る本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社であるJAGの普通株式を選択しました。

当社は、JAGの普通株式は、東証マザーズに上場されており、引き続き流動性を有するため、取引機会が確保されること、および当社株主がJAGの株式を交換対価として受け取る場合には、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合の効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、JAGの普通株式を本株式交換における交換対価とすることが適切であると判断いたしました。

③ JAGの資本金および準備金の相当性に関する事項

本株式交換に際して、JAGの増加する資本金および準備金の額は以下のとおりであります。

資本金の額	金0円
資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
利益準備金の額	金0円

上記の資本金および準備金の額は、JAGの財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

④ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(i) 公正性を担保するための措置

JAGは、既に当社の発行済株式数の56.42%（平成23年9月30日現在）を保有していることから、本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプロジェクトに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行いました。

一方、当社は、本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関であるプルータスに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてJAGとの間で交渉・協議を行いました。

かかる交渉・協議の結果、両社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成24年1月11日開催のそれぞれの取締役会で

決議しました。

なお、両社はいずれも、それぞれの第三者算定機関より本株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、JAGは、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、当社は、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を、財務アドバイザーとして株式会社赤坂国際会計を選任し、法的な観点または財務的な観点から本株式交換の適切な手続および対応等について助言を受けました。

(ii) 利益相反を回避するための措置

利益相反を回避するための措置として当社の取締役のうち山下哲生氏および呉文繡氏は、いずれもJAGの取締役を兼務しているため、利益相反回避の観点から平成24年1月11日開催の当社の取締役会における本株式交換の審議および決議に参加しておらず、本株式交換に関するJAGとの交渉・協議にも参加しておりません。

また、当社の監査役のうち社外監査役である小林一男氏は、JAGの監査役を兼務しているため、利益相反回避の観点から平成24年1月11日開催の当社の取締役会における本株式交換の審議に参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、また、本株式交換に関するJAGとの交渉・協議にも参加しておりません。

平成24年1月11日開催の当社の取締役会は、取締役8名中、上記山下哲生氏および呉文繡氏を除く全取締役6名、ならびに、監査役3名（うち社外監査役2名）中、上記小林一男氏を除く全監査役2名が出席し、出席した取締役全員の賛同を得て本株式交換契約を締結する旨を決議し、また、出席した監査役全員は、取締役会による本株式交換契約締結の決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

また、当社の取締役会は、平成23年12月6日、本株式交換が当社の少数株主の皆様にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、支配株主であるJAGとの間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である泰田啓太氏（弁護士、桃尾・松尾・難波法律事務所所属）、中村 亨氏（公認会計士、株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング代表取締役）および田辺孝二氏（当社社外取締役（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されています。）、東京工業大学大学院教授）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員

会に対し、(i) 本株式交換の目的の正当性、(ii) 本株式交換比率その他の条件の公正性、(iii) 本株式交換の手の適正性等の観点から、本株式交換が当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないことに関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成23年12月8日から平成24年1月10日までに、合計6回開催され、当社の取締役会からの諮問事項に関して、情報収集を行い、慎重に協議および検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社から、JAGによる当社への提案内容、本株式交換に至る背景、当社の本株式交換についての考え方ならびに株式交換比率を含む本株式交換その他の諸条件の交渉経緯および決定プロセスについての説明を受けるとともに、本株式交換比率および本株式交換に係る意思決定の公正性ならびに当社の株主の皆様の利益への配慮についての意見交換等を行っております。

また、第三者委員会は、ブルータス、弁護士法人大江橋法律事務所および株式会社赤坂国際会計がそれぞれ当社に対して提出した株式交換比率算定書、法務デューディリジェンス報告書および財務調査報告書を参考に、本株式交換について検討いたしました。

第三者委員会は、このような経緯のもとに、上記諮問事項について慎重に協議および検討した結果、平成24年1月10日に、当社の取締役会に対し、(i) 本株式交換の目的は、当社の企業価値の向上の観点から検討されており、かつ、本株式交換により生じると見込まれている具体的なシナジーの内容が企業価値向上の観点からみていずれも不合理なものではなく、正当と評価できること、(ii) 当社は、当社とJAGのいずれとも重要な利害関係を有しない第三者算定機関であるブルータスから株式交換比率算定書を取得し、JAGから提示された株式交換比率案に対して、当該株式交換比率算定書を基に検討した対案を提示し、その結果として本株式交換比率の決定に至っており、その条件は公正なものであると評価できること、

(iii) 当社における本株式交換に係る交渉過程および意思決定過程は適切なものと考えられることから、本株式交換に係る手続が適正であると評価できること、よって、これらの事情に基づけば、当社がかかる条件で本株式交換を行う旨の決定をすることは、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと評価することができるものと料するとの内容の答申書を提出いたしました。

(2) 交換対価について参考となるべき事項

① JAGの定款の定め

同封の「株主総会参考書類（別冊）」をご参照下さい。

② 交換対価の換価の方法に関する事項

JAG普通株式は、東証マザーズにおいて取引されております。

またJAGの普通株式は、全国の各証券会社などを通じてお取引いただけます。

③ 交換対価の市場価格に関する事項

交換対価であるJAG株式の東証マザーズにおける、平成23年8月1日から本株式交換契約の締結を公表した日（平成24年1月11日）の前営業日までの市場価格（終値）の状況は次のとおりであります。

月別	平成23年 8月	平成23年 9月	平成23年 10月	平成23年 11月	平成23年 12月	平成24年 1月
最高(円)	7,410	5,670	4,380	3,645	3,850	2,950
最低(円)	4,110	3,335	3,320	2,510	2,700	2,650

また、株式会社東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報等により、交換対価の市場価格等が示されております。

<http://www.tse.or.jp/>

④ JAGの過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く。）に係る貸借対照表の内容

JAGは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

(4) 計算書類等に関する事項

① JAGの最終事業年度に係る計算書類等の内容

同封の「株主総会参考書類（別冊）」をご参照下さい。

② JAGにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i) 無担保普通社債（私募債）の発行

JAGは取締役会において、以下のとおり、無担保普通社債（私募債）の発行を決議しております。

銘柄	発行日	発行額 (千円)	利率 (年%)	償還期日
第75回普通社債	平成23年5月27日	460,000	5.22	平成24年1月31日
第76回普通社債	平成23年5月30日	950,000	5.16	平成23年11月30日
第77回普通社債	平成23年5月31日	740,000	5.26	平成24年3月26日
第78回普通社債	平成23年6月27日	480,000	5.19	平成24年1月27日
第79回普通社債	平成23年6月29日	720,000	5.28	平成24年5月31日
第80回普通社債	平成23年6月30日	720,000	5.30	平成24年6月29日
第81回普通社債	平成23年7月27日	700,000	5.02	平成23年10月27日
第82回普通社債	平成23年7月28日	480,000	5.11	平成23年12月27日
第83回普通社債	平成23年7月29日	860,000	5.30	平成24年7月27日
第84回普通社債	平成23年8月29日	350,000	5.02	平成23年11月29日
第85回普通社債	平成23年8月30日	360,000	5.30	平成24年8月30日
第86回普通社債	平成23年8月31日	100,000	5.00	平成23年11月30日
第87回普通社債	平成23年9月22日	1,000,000	5.02	平成23年12月22日
第88回普通社債	平成23年9月29日	270,000	5.16	平成24年3月29日
第89回普通社債	平成23年9月30日	280,000	5.30	平成24年9月28日
第90回普通社債	平成23年10月27日	300,000	5.06	平成24年2月27日
第91回普通社債	平成23年10月27日	250,000	5.15	平成24年4月26日
第92回普通社債	平成23年10月28日	240,000	5.29	平成24年10月26日
第93回普通社債	平成23年10月31日	450,000	5.25	平成24年8月31日
第94回普通社債	平成23年11月29日	380,000	5.29	平成24年11月28日
第95回普通社債	平成23年11月30日	600,000	5.02	平成24年2月24日
第96回普通社債	平成23年11月30日	650,000	5.11	平成24年4月27日
第97回普通社債	平成23年11月30日	90,000	5.15	平成24年5月30日
第98回普通社債	平成23年12月22日	1,000,000	5.02	平成24年3月30日
第99回普通社債	平成23年12月27日	180,000	5.15	平成24年6月27日
第100回普通社債	平成23年12月27日	280,000	5.25	平成24年10月29日

銘柄	発行日	発行額 (千円)	利率 (年%)	償還期日
第101回普通社債	平成23年12月28日	760,000	5.29	平成24年12月27日
第102回普通社債	平成24年1月27日	150,000	5.02	平成24年4月24日
第103回普通社債	平成24年1月27日	420,000	5.21	平成24年9月27日
第104回普通社債	平成24年1月31日	200,000	5.25	平成24年11月29日
第105回普通社債	平成24年1月31日	400,000	5.29	平成25年1月30日

(ii) 日本リバイバルスポンサーファンド壱号投資事業有限責任組合からの借入れ

JAGは、平成23年6月23日付で、日本リバイバルスポンサーファンド壱号投資事業有限責任組合と金銭消費貸借契約を締結し、同日付で金1,000,000千円の借入れを行いました。返済期日は、平成24年4月27日となっており、利率は、平成23年6月23日から平成23年12月31日までは年4.5%、平成24年1月1日から平成24年4月27日までは年6%であります。

③ 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、以下の各新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行しておりますが、平成24年1月11日開催の当社取締役会において、平成24年3月27日付で、本新株予約権の未行使残高すべてを、平成24年2月28日開催予定の当社臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案が原案どおり承認可決されることおよび平成24年3月27日までに本株式交換契約が効力を失っていないことを条件として、それぞれの新株予約権の発行価額（国際航業ホールディングス株式会社第1回新株予約権1個につき5,450円、国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権1個につき198円）で取得し、取得した本新株予約権をすべて消却する旨の決議を行いました。

- ・国際航業ホールディングス株式会社第1回新株予約権（平成23年9月12日発行）
- ・国際航業ホールディングス株式会社第2回新株予約権（平成23年9月12日発行）

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

平成24年4月1日に実施される本株式交換により、当社の株主はJAG 1社のみとなる見込みであります。

この結果、あらかじめ定時株主総会の基準日を定めておく規定はその必要性を失うことになり、これに伴い、現行定款第12条第1項を全文削除し、第12条第2項につき必要な字句修正を行うものであります。

なお、本定款変更は、上記第1号議案が承認可決されることならびに平成24年3月30日まで（同日を含む。）に本株式交換契約が効力を失っていないことおよび本株式交換が中止されていないことを条件として、平成24年3月30日付でその効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第12条（基準日） <u>当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とし、その日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる者とする。</u> 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。	第12条（基準日） <u>当会社は、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定め、その日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者を、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u>

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 別館2階
 ホテルオークラ東京 オーチャードルーム

最寄り駅 日比谷線 神谷町駅 4b出口 ④の別館宴会入口をご利用ください。
 銀座線 } 溜池山王駅 13番出口 ⑤の別館玄関をご利用ください。
 南北線 }
 南北線 六本木一丁目駅 改札口出口 ⑥の別館玄関をご利用ください。
 銀座線 虎ノ門駅 3番出口 ③の本館宴会入口をご利用ください。
 ※日比谷線 神谷町駅から徒歩でご来場いただくのが便利です。



・お問合せ先 総務部 電話 03-6316-4206

